

特集 子どもの安全を守ろう

八人の子どもが殺害された〇一年の大阪池田小学校事件や〇五年の大阪府寝屋川小学校の教員殺害事件をはじめ、学校に侵入した不審者による殺傷事件が起き、最近では奈良の事件をはじめとして、広島、栃木と学習塾内など、少女が殺害される事件があいついだ。

その後、学校はどのくらい安全になったのだろうか。どんな対策がとられているのだろう。新潟県民がひとしく知りたいところである。それを新潟県に即して明らかにしようというのがこの特集の第一の課題である。いうまでもなく、児童生徒には安全に教育を受ける権利があり、国と自治体には、学校の設置者として子どもの生命、身体の危険を防止する義務がある。ところが、わが国には学校の防犯・安全管理を定めた体系的な法律はなく、ただ文部科学省の通知・通達による裁量行政があるだけである。しかも現実には、自治体や学校に対する現場依存である。

しかし、最近全国的に急速に進み始めたのが、各自

自治体による防犯条例の制定である。新潟県でも、昨年「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定して、子どもの安全を守るために、学校等をはじめ子どもが利用する施設の設置者と保護者との連携を促している。

いまさしあたって重要なのは、国・自治体・学校による安全対策だけではなく、地域・住民の参画によつて、学校の安全をより実体的なものにしていく努力だろう。地域に守られることなしには学校は安全たり得ない。いまや「開かれた学校」の真価が問われている。

特集のもうひとつの課題は、日常生活における一人ひとりの子どもの安全をどう守るかという一瞬の油断もできない、考えてみれば気が遠くなるような、しかし、喫緊の課題である。

それは、子どもが家からでた瞬間からはじまる。通学路であり、遊び場である公園や広場であり、大勢の人が集まるショッピング街の問題など、きわめて日常的な生活空間のはなしである。そこには、大人が子どもを見守りやすくする都市計画の問題まで含まれている。日常生活における子どもの安全を守るために、国・自治体・学校や親・地域住民はなにをすればよいか、子どもはどうすればよいか、考えようというのである。